

平成26年度 認知症施策の総合的な推進について

平成26年度国予算「認知症施策の推進のための経費」の概要

平成26年度予算額
合計32億円

	介護	医療	権利擁護	若年性認知症
認知症施策等総合支援事業	【都道府県等事業】 【都道府県認知症施策推進事業】 ○ 都道府県において市町村における認知症施策の円滑や実施の促進等 【認知症地域資源連携検討事業】 ○ 認知症地域支援体制の好事例や先進事例の収集等 【認知症施策普及・相談・支援事業】 ○ 介護の専門家が対応するコールセンターの設置			
	【認知症対応型サービス事業管理者等養成事業(都道府県等)】 ○ 認知症対応型サービス事業開設者及び管理者、小規模多機能型サービス等計画作成担当者に対する、認知症高齢者への介護サービスの充実に図るための研修	【認知症地域医療支援事業(都道府県等)】 ○ かかりつけ医の認知症対応力向上研修 ○ 病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修 ○ 認知症サポート医養成研修(フォローアップ研修)	【高齢者権利擁護等推進事業(都道府県)】 ○ 介護施設等の従事者に対する権利擁護意識向上研修の実施等 ○ 高齢者虐待防止や市民後見推進の取組を広域的な観点から支援	【若年性認知症施策総合推進事業(都道府県)】 ○ 若年性認知症の方に対する総合的な支援等を行う事業
	【認知症介護研究・研修センター運営事業(東京・愛知・仙台)】 ○ 認知症介護の質の向上を図る研修、研究等の実施	【認知症疾患医療センター運営事業(都道府県等)】 ○ 地域における認知症疾患の保健医療水準の向上を図るための事業	【市民後見推進事業(市町村)】 ○ 市民後見人の養成など、地域において市民後見の取組を推進する事業	
地域支援事業(任意事業)	【認知症初期集中支援推進事業(市町村)】 ○ アセスメントや家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行う事業 【認知症地域支援推進員等設置事業(市町村)】 ○ 「認知症地域支援推進員」(介護と医療の連携の強化や、地域の実情に応じて認知症の人やその家族を支援する事業の推進役)の設置 【認知症ケア向上推進事業(市町村)】 ○ 病院・介護保険施設などでの認知症対応力の向上、介護保険施設や介護事業所などでの在宅生活継続支援、認知症の人の家族に対する支援、認知症ケアに携わる多職種協働研修			
地域ケア会議活用推進等事業	【地域ケア会議活用推進等事業(都道府県・市町村)】 ○ 地域包括支援センターの地域ケア会議において、医療・介護等の多職種協働による認知症の人の支援等地域包括ケアの仕組みづくりを行う事業			

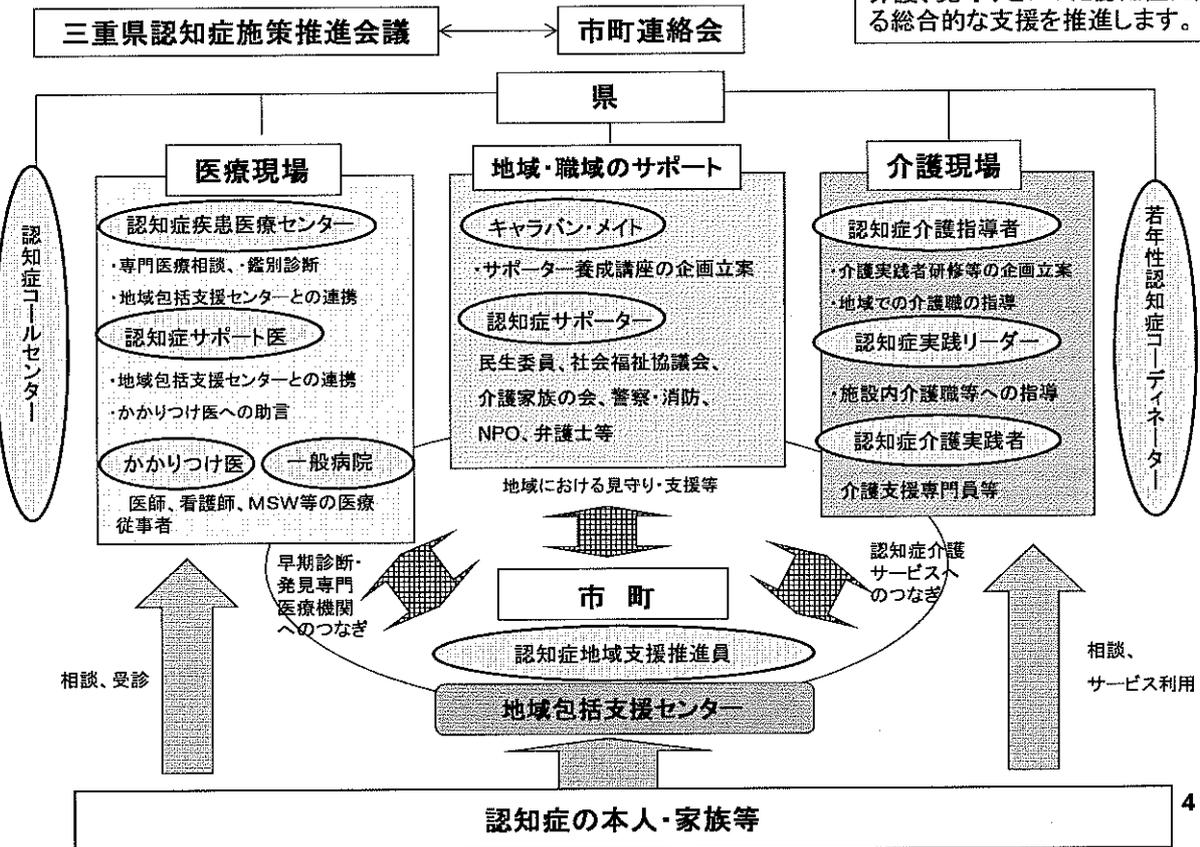
平成26年度 国における認知症施策の概要

認知症施策等総合支援事業メニュー	実施主体	補助率
認知症対応型サービス事業管理者等養成事業 (認知症介護実践者等養成事業)	県	1/2
認知症地域医療支援事業	県	1/2
認知症介護研究・研修センター運営事業	東京都、愛知県、仙台市 (認知症介護研究・研修センター)	定額
認知症施策普及・相談・支援事業	県	1/2
都道府県認知症施策推進事業	県	1/2
認知症地域資源連携検討事業	東京都 (認知症介護研究・研修東京センター)	定額
高齢者権利擁護等推進事業	県	1/2
市民後見推進事業	市町(全国80か所)	10/10
認知症疾患医療センター運営事業	県	1/2
若年性認知症施策総合推進事業	県	1/2
(地域支援事業) 認知症初期集中支援推進事業	市町(新規100か所)	1号保険料 21/100 国 39.5/100 県 19.75/100 市町 19.75/100 ※平成26年度特別措置あり+2,500万円
(地域支援事業) 認知症地域支援推進員設置事業	市町(全国470か所)	
(地域支援事業) 認知症ケア向上推進事業	市町(全国470か所)	

3

認知症の人と家族を支えるネットワークのイメージ

認知症の人とその家族が、地域で安心して暮らせるように予防、医療、介護、見守りといった認知症に対する総合的な支援を推進します。



4

平成26年度当初予算における県の認知症施策の概要

認知症対策研修・支援事業費 予算額 40,362千円

認知症の人に対する医療・ケア・見守り相談といった総合的な支援体制を充実するとともに、若年性認知症への取組を行います。また、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者権利擁護のための研修を実施します。

予防

- ＞認知症サポーター養成講座、出前トーク
- ＞キャラバン・メイト養成研修

早めの気付き

- ＞認知症地域医療支援事業
- ＞認知症サポート医養成研修
- ＞かかりつけ医認知症対応力向上研修

医療

- ＞認知症疾患医療センター運営事業
- ＞サポート医フォローアップ研修(専門医療機能、地域連携機能)
- ＞病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修

見守り・相談支援

- ＞三重県認知症コールセンター事業
- ＞認知症サポーター養成講座(再掲)
- ＞キャラバン・メイト養成研修(再掲)

介護

- ＞認知症介護実践者等養成事業
(指導者・実践者・実践リーダー、
開設者、管理者等)

若年性認知症施策

- ＞若年性認知症ケア・モデル事業

高齢者の権利擁護

- ＞看護職、介護職を対象とした権利擁護の研修

三重県認知症施策推進会議

情報収集・フィードバック

市町連絡会

市民後見推進事業(市民後見人の養成・活動支援)
認知症初期集中支援事業、認知症地域支援推進員等設置事業、認知症ケア向上推進事業

認知症介護実践者等養成事業

1 目的

高齢者介護実務者及びその指導的立場にある者に対し、認知症高齢者の介護に関する実践的研修を実施することにより、認知症介護技術の向上を図るとともに、認知症介護の専門職員を養成し、認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図る。

また、認知症対応型サービス事業の開設者に対して認知症介護に関する基本的な知識及び事業の運営に必要な知識の習得のための研修を実施、認知症対応型サービス事業の管理者に就任する者に対しては事業所を管理、運営していくために必要な知識及び技術の習得のための研修を実施しています。

2 事業内容

- (1) 認知症介護実践研修(実践者研修3回、実践リーダー研修1回) ⇒実践者1回未実施
- (2) 認知症対応型サービス事業開設者研修(1回) ⇒未実施
- (3) 認知症対応型サービス事業管理者研修(2回) ⇒1回未実施
- (4) 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修(1回) ⇒未実施
- (5) 認知症介護指導者養成研修(2人養成)、フォローアップ研修(1人養成)
⇒指導者0人、フォローアップ1人

3 実施主体 県

※(1)～(4)の研修事業は、一般社団法人明慎福祉会へ委託

認知症介護実践者等養成事業

(参考)平成26年12月末までの各研修の養成人数

研修名称	合計(人)
実践者研修 (～H16基礎課程)	2,352人
実践リーダー研修 (～H16専門課程)	217人(→645人)
認知症対応型サービス事業 管理者研修 (H17グループホーム管理 者研修)	1,091人
小規模多機能型サービス等 計画作成担当者研修	220人
認知症対応型サービス事業 開設者研修 (～H17 認知症高齢者グ ループホーム開設予定者研 修)	266人

研修名称	合計(人)
認知症介護指導者養成研修	33人(→38人)
フォローアップ研修	12人

認知症介護指導者の名簿について、
情報公表の同意をいただいた方の分につい
て、各市町、地域包括支援センターへ提供す
るとともに三重県長寿介護課のホームページ
で公表しています。

※()内は、平成29年度末の養成人数。オレンジ
プランでの受講者数の目標を基に県の研修受講者
数の目安を推計し算定したものです。

7

認知症地域医療支援事業

1 目的

認知症の診察に習熟し、かかりつけ医への助言その他の支援を行い、専門医療機関や地域包括支援センター等との連携の推進役となる認知症サポート医(推進医師)を養成することにより、各地域において、認知症の発症初期から状況に応じて、医療と介護が一体となった認知症の人への支援体制の構築を図る。

また、高齢者が日頃より受診する診療所等の主治医(かかりつけ医)に対し、適切な認知症診断の知識・技術や家族からの話や悩みを聞く姿勢を習得するための研修を実施することにより、認知症サポート医との連携の下、医療と介護が一体となった支援体制の構築を図る。

2 事業内容

- (1) 認知症サポート医養成研修(公費5名養成)
認知症初期集中支援推進事業に協力いただける医師を優先受講。17名受講
- (2) かかりつけ医認知症対応力向上研修(県医師会へ委託)
1回開催(平成27年3月29日開催予定)
- (3) 認知症サポート医フォローアップ研修(県医師会へ委託)
中勢、南勢志摩、北勢地区の多職種事例相談会に位置づけて開催。
- (4) 病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修
1回開催(11月30日開催)。26年度は87名受講。

3 実施主体 県

4 実績(研修修了者数 平成26年12月末現在累計)

※情報公表の同意をいただいた方について、県長寿介護課ホームページで公表しています。

研修名称	合計(人)
認知症サポート医養成研修	89人(うち公表可85人)(→H29 61人)
かかりつけ医認知症対応力向上研修(H27.3.29開催)	417人(うち公表可285人)(→H29 763人)
病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修	201人(うち公表可127人)(→H29 1,030人)

8

認知症疾患医療センター運営事業

1 目的

認知症疾患医療センターを設置し、保健医療・介護機関等と連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断、周辺症状と身体合併症に対する急性期治療、専門医療相談等を実施するとともに、地域保険医療・介護関係者への研修等を行うことにより、地域における認知症疾患の保健医療水準の向上を図る。

2 事業内容

(1) 介護との連携

専門の担当者の配置による、地域包括支援センターとの連携の強化を図る。

(2) 認知症疾患専門医療・医療連携研修

認知症を専門としない地域の一般開業医、かかりつけ医等を対象とし、最新の診療技術等に関する研修を実施する。

(3) 認知症疾患専門相談事業

地域の医療機関、一般住民等からの問い合わせ、相談を受け付ける窓口を設置する。

(4) 認知症疾患医療連携協議会(連携協力、事例検討等)

地域の医療サービス(かかりつけ医、サポート医、専門医療機関)の連携を密にするため、懇談会を開催する。

(5) 広報

センターの連絡先等の周知を図る。

(6) 基幹型センターは上記に加え、身体合併症等の救急の対応。

3 設置箇所 二次保健医療圏域ごとに地域型を設置。県全域を基幹型がカバーする体制。

基幹型：三重大学医学部附属病院

地域型：東員病院、三重県立こころの医療センター、松阪厚生病院、熊野病院

※診療所型認知症疾患医療センターの整備については、現状把握の上、検討を進めます。

9

三重県認知症コールセンター事業

1 目的

認知症の本人や家族に対しては、認知症の各ステージにおいて、認知症の知識や介護技術の面だけではなく、精神面も含めた様々な支援が重要であり、各都道府県、指定都市単位で認知症介護の専門家や経験者等が対応するコールセンターを設置することにより、地域の実情に応じた効果的な支援を行うものである。

2 事業内容

認知症の本人や家族の相談に、認知症介護の専門家や経験者等が対応する電話相談事業。

・相談時間等 月～金 午前9時30分から午後5時30分まで

※祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)を除く

・電話番号 059-235-4165(よろうご)

3 実施主体 県(特定非営利活動法人HEART TO HEARTへ委託)

4 実績

・相談件数

認知症の人と家族の会三重県支部へ委託

HEART TO HEARTへ委託

期間	認知症の人と家族の会三重県支部へ委託			HEART TO HEARTへ委託		
	H21.7設置～ H22.3	H22.4～ H23.3	H23.4～ H24.3	H24.4～ H25.3	H25.4～ H26.3	H25.4～ H26.11
件数	218	239	273	327	278	147

10

キャラバン・メイト養成研修、認知症サポーター養成講座

1 目的

認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職域において認知症の人や家族を支援する認知症サポーター等を養成することにより、認知症の人や家族が安心して暮らし続けることのできる地域づくりを推進する。

2 事業内容

- (1)市町と協働した研修等の開催
市町の要望を受け、市町と協働で研修等を開催。
- (2)企業と協働した講座の開催
県民と接することが多い金融機関や、小売業等の企業で講座を実施
- (3)キッズサポーターの養成
- (4)みえ出前トークを活用した講座の開催
- (5)県職員を対象にした講座の開催
- (6)キャラバン・メイトフォローアップ研修の開催

3 実績

- ・県内の認知症サポーター数(H26.9.30現在)：102,224人(→H29 110,000人)
(内訳:キャラバン・メイト 1,834人 認知症サポーター 100,390人)
- ・キャラバン・メイト養成研修：県単独1回、市と協働(伊賀市、志摩市)で2回開催
- ・キャラバン・メイトフォローアップ研修開催予定

11

都道府県認知症施策推進事業

1 目的

市町の認知症地域支援体制及び認知症ケアに関する先進事例や好事例を収集し、それらを県内市町に普及させることにより、先進的な取組を行っている自治体だけでなく、管内市町における認知症施策の全体的な水準の向上を図る。

2 事業内容

- (1)認知症施策推進会議の設置 ⇒ 三重県認知症施策推進会議
 - ・県施策、市町施策に関する助言
 - ・市町の認知症施策の取組状況の把握や課題の分析、先進的な事例の収集
 - ・医療・介護・地域の総合的かつ継続的な支援体制の確立を進めるための検討 等
- (2)市町認知症連絡会の開催
認知症施策推進会議において収集した先進的な地域支援体制の構築にかかる事例について市町との情報共有を図り、市町における認知症施策の水準の向上を図る。

3 実施主体 県

4 平成26年度実績

- ・三重県認知症施策推進会議 2回開催
- ・市町認知症連絡会 2回開催
 - ①認知症ケアパス勉強会(5月29日)
 - ②認知症高齢者の行方不明者に係る連絡会議(11月5日)

12

市民後見推進事業

1 目的

認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加に伴い、成年後見制度の必要性は一層高まってきており、その需要はさらに増大することが見込まれる。

また今後、成年後見制度において、後見人等が高齢者の介護サービスの利用契約等を中心に後見等の業務を行うことが多く想定される。

したがって、こうした成年後見制度の諸課題に対応するためには、弁護士などの専門職による後見人(以下「専門職後見人」という。)がその役割を担うだけでなく、専門職後見人以外の市民を含めた後見人(以下「市民後見人」という。)を中心とした支援体制を構築する必要がある。

市民後見人を確保できる体制を整備・強化し、地域における市民後見人の活動を推進する事業であって、全国的な波及効果が見込まれる取組を支援する。

2 事業内容

- ・市民後見人養成のための研修の実施
- ・市民後見人の活動を安定的に実施するための組織体制の構築
- ・市民後見人の適正な活動のための支援 等

3 実施主体 市町(国10/10)

4 認知症施策推進5か年計画(オレンジプラン)

将来的には全ての市町村(約1,700)での体制整備を目指す。

5 県内の実施状況

平成26年度 桑名市

13

高齢者権利擁護等推進事業

1 目的

「高齢者の尊厳の保持」の視点に立って、虐待防止及び虐待を受けた高齢者の被害の防止や救済を図るための成年後見など的高齢者の権利擁護のための取組を推進することが重要である。本事業は、介護施設従事者に対する研修を実施し、身体拘束の廃止に向けた取組など介護現場での権利擁護のための取組を支援するとともに、相談体制等の整備など、高齢者の権利擁護のための取組を推進することを目的とするものである。

2 事業内容

(1) 介護施設等看護職員研修事業

高齢者虐待防止法に基づき、介護施設等の看護職員を対象とした研修を実施。

(2) 権利擁護研修事業

高齢者虐待防止法に基づき、市町、地域包括支援センター他、高齢者に携わる業務に従事する職員を対象とした研修を実施。

このほか、この事業を活用し、市民後見人に関する検討事業や養成事業を実施しているのは平成25年度全国で8府県。

3 実施主体 県

14

若年性認知症ケア・モデル事業

1 目的

若年性認知症は、いわゆる現役世代が発症するが、若年性認知症に対する認識が不足し、診断される前に症状が進行し社会生活が事実上困難となるケースや、本人やその家族、企業及び医療機関が若年性認知症を知っていても、活用が可能な福祉や雇用の施策があまり知られていないことなどから、経済的な面も含めて本人とその家族の生活が困難になりやすいことが指摘されている。

本事業はこれらの問題点を解消し、若年性認知症の人一人ひとりが、その状態に応じた適切な支援を受けられるようにすることを目的とする。

2 事業内容

- (1) 総合的な支援窓口の設置
- (2) 若年性認知症の人やその家族の支援ニーズの把握及び支援方策の共有を図る。
- (3) 若年性認知症の人とその家族、専門職等の誰もが参加でき、集える居場所づくり。

3 認知症施策5か年計画(オレンジプラン)

若年性認知症の人の意見交換会開催などの事業実施都道府県数 29年度 47都道府県

4 実施主体 県(有限会社イトーファーマシーへ委託)

5 平成26年度実績

- ・若年性コーディネーターの設置
- ・保険者、ケアマネ等を対象に実態調査を実施
- ・意見交換会、若年性認知症カフェを6か所で開催
桑名市、鈴鹿市、津市、伊賀市、玉城町、熊野市

15

認知症ケアの医療介護連携体制構築事業

(地域医療介護総合確保基金に基づく補助)

1 目的

認知症に早期に気づくための手法等の普及を図るとともに、認知症疾患に関し、かかりつけ医と専門医との緊密な連携体制の構築を図ることで、認知症の早期発見・早期診断と適切な対応へとつなげる仕組みづくりを推進することを目的とする。

2 事業内容

(1) 認知症スクリーニング運用に関する取組

かかりつけ医等に対して、認知症の初期診断が可能となる簡便な認知症スクリーニングツールの利用を促進する。

(2) 認知症ケアパス作成・普及に関する取組

かかりつけ医と専門医との間で、患者紹介・逆紹介を容易にするシステムづくりとして、「三重県認知症連携パス」(情報共有ツール)を作成し、普及するための講習会を開催するなど、連携体制の構築を図る。

(3) 上記(1)(2)の実施にあたり、看護師等の一定の基礎資格を持つ人材を推進員として雇用し、県内4つの市に配置することにより、効果的に事業を実施する。

3 実施主体 三重大学医学部附属病院、三重県医師会

4 事業期間 平成26年度～平成27年度

16

(地域支援事業) 認知症初期集中支援推進事業

1 目的

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築することを目的とする。

2 実施体制

(1) 支援チームを専門職2名以上、専門医1名の計3名以上の専門職にて編成

専門職: 以下の要件を全て満たす者

医療保険福祉に関する国家資格

認知症ケア実務経験3年以上または在宅ケア実務経験3年以上

国の「認知症初期集中支援チーム員研修」を受講し、試験に合格

専門医: 日本老年精神学もしくは日本認知症学会の定める専門医または認知症疾患の鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験を有する医師のいずれかに該当し、かつ、認知症サポート医

(2) 認知症初期集中支援チーム検討委員会の設置等

3 事業内容

(1) 支援チームに関する普及啓発

(2) 認知症初期集中支援の実施

①訪問支援対象者の把握 ②情報収集及び観察・評価 ③初回訪問時の支援

④専門員を含めたチーム員会議の開催 ⑤初期集中支援の実施 ⑥引き継ぎ後のモニタリング

(3) 認知症初期集中支援チーム検討委員会の設置

4 実施主体 市町 全国で100か所

5 実施状況

・平成26年度実施 : 東員町

・平成27年度実施予定 : 桑名市、四日市市、津市、伊賀市、名張市、志摩市、玉城町、度会町

17

(地域支援事業) 認知症地域支援推進員等設置事業

1 目的

認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続するためには、医療・介護や生活支援を行うサービスが有機的に連携したネットワークを形成し、認知症の人への効果的な支援を行うことが重要である。

このため、市町において医療機関・介護サービスや地域の支援機関をつなぐコーディネーターとしての役割を担う認知症地域支援推進員を配置し、介護と医療の連携強化や、地域における支援体制の構築を図ることとする。

2 事業内容

・認知症の人に対し、状態に応じた適切なサービスが提供されるよう、地域包括支援センター、認知症疾患医療センター等の認知症専門医療機関、介護サービス従事者や認知症サポーターなど、地域において認知症の人を支援する関係者の連携を図る。

・認知症地域支援推進員を中心に地域の実情に応じて認知症の人やその家族を支援する事業を実施する。

地域において認知症の人と家族を支えるため、支援を行う「資源」をネットワーク化し、相互連携を通じた地域支援体制を構築する

3 実施主体 市町 全国で470か所

4 実施状況

・平成26年度 : 桑名市、東員町、津市、伊賀市、玉城町

・平成27年度実施予定 : 四日市市、名張市、志摩市、大台町、熊野市、御浜町、紀宝町

・認知症地域支援推進員活動状況報告会を4回開催

18

(地域支援事業) 認知症ケア向上推進事業

1 目的

「認知症施策推進5か年計画」の着実な実施を図るためには、市町村が認知症施策を積極的に実施することにより、認知症ケアの向上をさらに推進することが重要である。

そのため、行動・心理症状等の対応困難な事例に関するアドバイスの実施や家族や地域住民が認知症に関する知識を習得・情報交換する場の提供を行うなど、認知症ケアの向上推進を図ることを目的とする。

2 実施体制

「認知症地域支援推進員」もしくは実施主体がそれと同等の機能を有すると認める者を配置

3 事業内容

以下の(1)から(4)について、地域の実情に応じていずれかを実施する。

(1) 病院・介護保険施設などでの認知症対応力向上の推進

病院や介護保険施設の職員に対して、行動・心理症状等で対応困難な事例への助言等、個別支援を実施する。

(2) 地域密着型サービス事業所・介護保険施設等での在宅生活継続のための相談・支援の推進

事業所に相談員を配置し、在宅で生活する認知症の人やその家族に対し効果的な介護方法などの専門的な相談支援等を行う。

(3) 認知症の人の家族に対する支援の推進

家族の介護負担軽減を図るため、認知症の人とその家族、地域住民、専門職が集う「認知症カフェ」等を開設する。

(4) 認知症ケアに携わる多職種協働研修の推進

認知症多職種協働研修を標準的なカリキュラム(認知症ライフサポートモデル)に基づき実施する。

4 実施主体 市町 全国で470か所

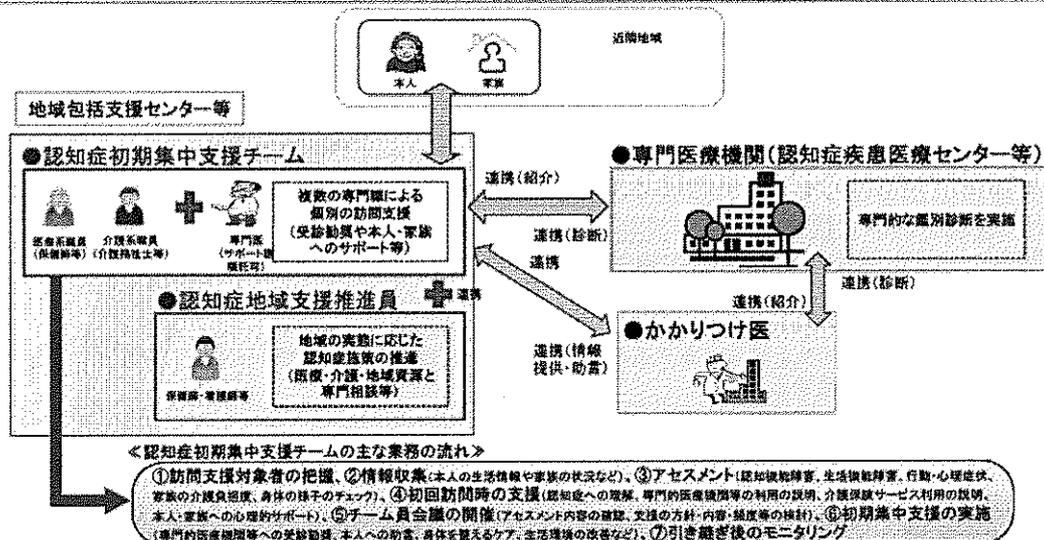
5 平成26年度取組状況 : 津市

19

認知症初期集中支援チームと認知症地域支援推進員について

以下の体制を地域包括支援センター等に配置

- 認知症初期集中支援チーム 複数の専門職が認知症が疑われる人、認知症の人とその家族を訪問し、アセスメントや家族支援などの(個別の訪問支援) 初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行う。
- 認知症地域支援推進員 (専任の連携支援・相談等) 認知症の人ができる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じて医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う。



地域支援事業充実の進め方



